

令和2年9月1日
交通政策局港湾振興課

第1回 万代島地区賑わい創出検討委員会を開催します

平成31年3月に策定した「万代島地区将来ビジョン」の実現に向けた県の取組の一環として、朱鷺メッセを中核とした賑わい創出について、取組の方向性や実施に向けた体制等について意見交換会を実施します。（3回程度の開催を予定）

- 日時 令和2年9月3日（木）10:00～
- 場所 新潟県庁行政庁舎 5階 506会議室
- 参加者 委員…別紙要綱のとおり

新潟県（交通政策局長他）、新潟市担当者

- 現場での取材方法

冒頭の交通政策局長挨拶までとさせていただきます。

本件についてのお問い合わせ先
交通政策局港湾振興課 中村課長
（直通）025-280-5452 （内線）3450

万代島地区賑わい創出検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、万代島地区賑わい創出検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(検討項目)

第2条 委員会は、朱鷺メッセを中核とした万代島地区の賑わい創出に関する次の事項について検討する。

- (1) 新潟県が実施を検討すべき取組の方向性について
- (2) 取組の実施に向けた体制について
- (3) その他関連する事項について

(構成員等)

第3条 委員会は、交通政策局長（以下「局長」という。）が依頼する別紙に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

2 委員の任期は、依頼の日の属する会計年度内とする。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長を1名置く

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員会は委員長が招集する。
- 4 委員長は、必要により委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は新潟県交通政策局港湾振興課、新潟市都市政策部港湾空港課とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、交通政策局長が行う。

委 員

区 分	団 体 (略)	所 属 ・ 役 職	氏 名
経 済 界	新潟経済同友会	専務理事 事務局長	藤澤 成
	(一社)新潟県商工会議所 連合会 新潟商工会議所	専務理事	早福 弘
学 識 者	事業創造大学院大学	副 学 長 教 授	富山 栄子
市民団体	万代にぎわい創造㈱	常務取締役	藤田 普